



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Gerhard Fouquet, Bauen für die Stadt. Finanzen, Organisation und Arbeit in Kommunalen Baubetrieben des Spätmittelalters. Eine vergleichende Studie vornehmlich zwischen den Städten Basel und Marburg (Städteforschung. Reihe A : Darstellungen48), Köln/Weimar/Wien, Böhlau 1999, X+614 S., 8 Abb., 44 Tabellen, 26 Diagramme
Author(s)	佐藤, 敏光
Citation	西洋史論集, 6, 107-115
Issue Date	2003-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37452
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_107-115.pdf



Gerhard Fouquet, *Bauen für die Stadt. Finanzen, Organisation und Arbeit in kommunalen Baubetrieben des Spätmittelalters. Eine vergleichende Studie vornehmlich zwischen den Städten Basel und Marburg* (Städteforschung. Reihe A: Darstellungen 48), Köln/Weimar/Wien, Böhlau 1999, X+614 S., 8 Abb., 44 Tabellen, 26 Diagramme.

佐藤 敏 光

はじめに

従来、建築史の分野においては教会建築に重心が置かれていた。これに対して、ゲルハルト・フークヴェットが都市建築について研究した成果が本書である。^[1]フークヴェットは本書において、財政・社会・経済分野の観点から都市の建築政策や都市建築行政の組織構造を叙述している。これによって著者は、これまで都市建築に関して行われた多様な研究成果を統合し、それを分析・評価することを目指した。そのために、考察範囲は都市の環境から建築資材の価格まで広範囲に及ぶ。その中でも特に公的建築活動における財政は、多数の会計簿に基づいて作成された表とグラフによって、詳細に解明される。このような公

的建築活動の考察を通じて、著者は最終的に主要な関心事である、建築手工業部門における労働世界と中世後期における都市化を再構成しようとしている。

本書の研究手法として注目すべきことは、史料として都市の会計簿を豊富に用いていることである。例えば手工業者への賃金支払いに関して、著者は会計簿を用いることで、賃金規定を用いるよりも当時の実態に近づくことができる²と考える。このために本書の考察は、統計上十分な量があり、多面的に分析可能な、一四五〇年から一五五〇年までのバーゼルとマールブルクの比較によって進められていく。建築行政組織が大きく発達した自由都市バーゼルと、小さな組織の領邦都市マールブルクを比較することによって、一方では両都市の公的建築活動の多様な差異が浮き彫りにされ、他方では組織の規模の違いから生じる史料上の制約が互いに補われることとなる。

本書の構成は以下のとおりである。

第一部 当局の任務としての建築や生活様式。中・近世における都

市建築史の概略と研究の観点

第一章 中世後期の都市のイメージ。都市概念、コムーネの計画、環境

第二章 中世後期の都市とその建築活動。研究の観点と手法上の含意

第三章 総括。研究の問題提起

第二部 基礎。中世後期における都市の発展、予算管理と建築行政

第一章 都市とその史料。研究対象と史料状況。範囲、証言価値、手法的問題

第二章 中世における公的な建築管理の組織形態。建築行政と工房

第三章 都市共同体、予算と公的建築。政治的要求、財政、計画

第一章 都市建築の遂行とその財源。賦役、貢租、租税

第二章 都市の予算全体における建築予算の位置価値。発展と傾向

第三章 総括

第四部 公的建築支出と都市の生活空間の形整。労働世界、建築物資、危機予防

第一章 序論

第二章 バーゼルとマールブルクにおける建築予算の原則

第三章 都市建築。人件費の観点から

第四章 建築資材、道具、補助具

第五章 事例。都市における火事。中世後期の都市内で発展する

公的建築行為やコムーネの配慮、当局の管理による危機の予防

第五部 結論の考察

第一部は本書の導入部にあたり、従来の建築史や財政史、社会経済史の研究成果に言及する。第二部の「基礎」では、第一章でバーゼルとマールブルクの行政、人口、経済、都市と建築行政の予算管理が叙

述される。第二章では両都市の建築局 (Baamt) とそこに雇われた人々の職務、雇用条件が明らかにされる。この章は著者の関心事である労働の社会史が主要なテーマとなっている。第三部は労働世界の考察から離れ、建築活動に関する都市の財政が議論の中心となる。その第一章では、防衛施設や橋などの大きな公的建造物のために都市がどのような政策をとり、その費用に関して都市領主と参事会がどのような措置を講じたかが問題とされる。さらに第二章において、都市予算に対する建築予算の割合が金額とパーセンテージで表され、自由都市と領邦都市の建築支出の推移が豊富なデータに基づいて提示される。第四部ではそれに続いて、バーゼルとマールブルクの建築予算の内訳を会計簿から再構成し、都市に雇われた建築手工業者の職種別費用や資材に対する費用の内訳、資材の供給方法が詳細に説明されていく。そして第四部第五章において、都市空間に関する建築活動の管理の事例研究として都市の火災が考察される。その際に著者は、火災における都市の消火活動の組織や参事会の防火対策を明らかにすることによって、本書で常に意識されている中世後期の都市化に関する具体的事例を挙げることを目的としている。

ここで著者の述べる都市化 (Urbanisierung) について簡単に説明しておく。中世後期の都市では都市領主や参事会が都市建築に関する多様な努力を行った。それは建造物自体だけではなく、都市計画や建築のための社会・財政政策、労働条件など多くの分野に及ぶものであり、この成果は近世・近代都市にも引き継がれていった。このような努力が著者によって都市化と述べられている。本書の第四部第五章は、労

働の社会史と並ぶ本書のテーマである都市化を、理想的な都市構想や建築活動の組織化・財政化以外の面によって簡潔に述べている部分である。本稿ではこの章の、著者の意図する都市化の一例を紹介し、それを本書の紹介に代えたいと思う。この紹介によって、同時に本書の考察対象が建造物に限らず広範囲に及ぶ、これまでの建築史研究に収まらない新たな研究であることも伝えたいと思う。その際に、多くの都市がその法的身分や規模、組織などの差異を考慮することなく事例として挙げられるが、これを正しく整理した上で紹介することは紹介者の手に余るため、本稿では著者の叙述に従って紹介することを最初に断っておく。

一 消火活動

多くの家屋が木造であった中世都市にとって、火事は破滅的な被害をもたらすものだった。それ故、火災への対策は都市にとって重要な課題となっていく。中世後期の建築家であるダニエル・シュベックレ (Daniel Speckle) が構想した理想都市でも、家屋が石材で建てられ、その屋根は瓦で葺かれていた。このような防火対策を実際に参事会や都市領主が実施していた。本書の第四部第五章では都市のこの火災措置が考察されている。そこで問題となることは、参事会による建築行政が火災措置に対してどのような役割を果たしたのか、ということと並んで、都市がどのような消火組織を持ったのかもその対象とされる。以下では都市の消火活動を、①管轄、②消火活動、③用具・報奨

金・賃金に分けて紹介していく。

(一) 管轄

大都市は一五世紀初頭から防火対策を行い、市壁内部における火災に迅速に対処しようとした。そのために大半の中・大都市では、建築局が防火措置及び消火活動に従事することとなった。建築局は都市に雇われた建築手工業者と用具、馬車を管轄下に置き、真つ先に火災に対応する知識と手段を持っていた。ニュルンベルクでは消火活動は建築局長 (Baumeister) の任務であり、消火の用具に関する監督権も建築局長に委任されていた。消火活動の責任者と消火用具の監督者とは必ずしも一致するものではなく、バーゼルとシュトラスブルクでは会計局長 (Johner) に用具の監督権があった。これらの都市に対して、建築行政組織がそれほど発達しなかった中・小都市では防火及び消火は都市指導層の管轄であり、例えばマールブルクでもこれは市長の任務であった。

(二) 消火活動

まず、火災が起った場合、このことは即座に報告されねばならなかった。この通報義務は第一に火事を起こした者にあり、これに違反した者は重い罰を科された。一四〇〇年頃のハルバーシュタットでは、火災の隠匿者は一マルクを科された。バーゼル参事会は火災が発生した家の住人全員に一〇プフントの罰金を科し、財産のない者や奉公人は牢獄へ入れた。このような例に対して、一三五〇年のゾーストでは

火事を起こした者が最初に隣人に警告し、素早く助けを呼んだために、罰は免除された。

次に、火災が報告されると、警報のように都市中に火災の発生が知らされた。シュトラスブルクでは、聖堂の塔から大声で叫び、角笛を吹いて走り回るといった方法がとられた。それと同時に消火活動を任務とする人々が火災現場に道具を持って急行した。これらの人々は主に都市に雇われた建築業の人々である。ニュルンベルクでは、都市に雇われた大工の親方が彼の職人と共に斧を持って火事場に急行し、建築局長の補佐役であるアンシッカー (Anschicker) の指揮下で消火活動を行った。もちろん、消火を任務とする職種は都市によって異なる。

一四三五年頃のフランクフルト・アム・マインでは大工と瓦葺職人が消火活動の先頭に立ち、風呂屋は男女共に、自身の所有するバケツを持って火災現場へ急行した。たらいや樽を運び、消火用の水を確保することは運送業者と庭師の任務であり、肉屋や鍛冶屋、織匠などのツンフトは梯子や火かき棒などの用具を火事場へ運んだ。

同時に、このような消火活動を都市の住民も手伝うことを義務付けられた。この援助には人的なものと並んで、火事場の付近に住む者が桶やバケツを徴発されるという物的な援助もあった。人的援助には時に女性も加わり、一五二一年のシュトラスブルクでは修道士と女性が水の運搬に動員された。しかし、あまりにも多数の協力者や火事の見物人が消火活動の邪魔となることも参事会は理解しており、都市の全住民が消火活動に参加させられたわけではなかった。例えばバーゼルでは、火災の際に動員されなかった者達は自身の家の屋根の上に登り、

むやみに火災現場に行かないようにお互いを監視することが義務付けられていた。無用の野次馬には五シリングの罰金が科された。

そして消火活動が終わると、使用された道具は再び規定通りに戻されることとなっていた。例えば、バーゼルではフライハイテンと呼ばれる消火活動の自発的な協力者達が、都市の消火用具一式を集め、それを都市の工房 (Werkhof) に戻した。その際、消火用のバケツは干し草あるいは藁を詰められ、屋外で乾かされた。さらに用具は職人によって補修され、消火に用いられた革の製品はより丈夫にするために獣脂やラードを塗りつけられた。特に比較的傷みやすかった革のバケツは常に手入れされることが望ましく、この手入れは仕事量が全体的に少なくなる冬季に行われた。時には火かき棒の棒の部分が工房の大工によって切断され、かなで削って手入れされた。中世は典型的な修繕社会であり、もはや元の状態に直すことができない時にだけそれらの用具は買い換えられた。手間のかかる修繕と手入れの後で、用具は定められた保管場所に再び戻された。

(三) 用具・報奨金・賃金

このような消火活動が迅速に行われるためには、常に用具を都市のあらゆる場所に備えておく必要があった。バーゼルでは一四二二年以降、全てのツンフト会館が四つの革のバケツと二つの火事用梯子、同数の梯子受けを準備しなければならず、都市内には水で満たされた樽と桶を積んだ荷車が五箇所に、一四四六年には十箇所に用意された。また、一四一一年の火災条令の後に、あらゆる家屋所有者が消火用の

バケツを二つ所有すること、屋根裏に水の入った桶を置くことが決められた。ニュルンベルクでは都市内の四十九箇所に火災用の梯子と鋤が二つずつ設置され、全ての水車が、都市の費用で調達された二つの消火ポンプとバケツ、桶を備えた。ベルン参事会は大火災後の一四〇六年に革製の消火用バケツを購入し、それを全ての家に設置した。さらに、夜の火災の場合に十分な照明を確保するために、フランクフルトやアウクスブルク、コンスタンツはランタンまたは釣り香炉を持つ都市住民に対し、夜にはそれに火を灯して外へ吊すよう呼びかけた。

消火活動は都市の全住民の義務であつたが、完全に無償というわけではなかった。バンベルクでは確かに消火活動は市民の無償の義務であつたが、負傷した場合には治療費が与えられた。ニーダードイツ地域では、消火活動に対する公的な俸給の支払いがようやく近世に行われた。それでも多くの都市において、参次会は消火活動に対する手当や報奨金を支払った。それらの都市では原則的に、火災現場へ最も早くたどり着いた者に報奨金が支払われるという慣習があり、バーゼルではこの慣習が一四二二年と一四四六年の火災条令において成文化された。一五一六年のバーゼルの文書は、水を持って最も早く火災現場に着いた者に一〇シリング、次着の者には五シリングが与えられることを規定している。素早く効果的に消火を手伝った者も奨励され、コンスタンツやハルバーシュタット、ハンブルクでは消火用水の運搬者にも報奨が与えられた。それに対して十五世紀のリューベックでは、都市参事会ではなく、火事を起こした者が消火の協力者にビールと金銭を与えることとなっていた。

さらに、報奨金ではなく、消火活動に対する賃金も存在した。バーゼルでは全ての手工業から四名ずつ、二名が斧を、二名が水の入った桶を持って火災現場に急行し、これに対する賃金としてそれぞれ二シリングが与えられた。一五一六年にはバケツリレーをする人数と火かき棒で消火活動に従事する人数が決められ、一人につき一―二シリングが用意された。多くの都市において、消火活動を副業にする者も現れた。例えばマールブルクやヴィスマルではビール運送人が、アウクスブルクではワイン運送人や穀物計量人がそうであつた。バーゼルでは前述のフライハイテンがこれにあたり、賃金として一人につき五シリングを参事会が与えた。

これらの消火活動と用具に対し、例として挙げたニュルンベルクやシュトラスブルクなどが年間でどれほどの資金を投入したのかについて、著者は言及していない。しかし本書の考察対象である都市バーゼルに関しては、その会計簿から多少のことが述べられている。著者によると、防火の高い重要性にも拘わらず、バーゼルでは警鐘や用具の調達・手入れは比較的安価に行われたようであつた。その費用は一四四五年から一五五〇年までの間に一度も費用の主要費目とならず、具体的には建築費の〇・四%に過ぎなかった。消火のための支出は、消火活動に対する報奨金や賃金が支払われた時のみ増加した。マールブルクにおいても事情は変わらず、多少大きな支出となつたのは、参事会が一四六二／六三年に、総額五七プフント六シリングで消火用のバケツを購入した時のことであつた。それ以外には、一五三〇年代と一五四〇年代に都市内の貯水池や貯水槽が拡張された時のことであり、

これは非常に費用のかかる措置となったようである。

二 防火措置

都市の大火災は人々の日常世界に属するものではなく、したがって都市の年代記に記録される出来事だった。また、小さな火災は特別に年代記作者の目を引くものではなかったが、前述のように消火活動には費用が必要であつたので、都市会計簿には小さな火災の際に要した費用が記帳されている。それ故、都市の年代記と会計簿を見ると、バーゼルで生じた火災を知ることができる。年代記には、一三世紀後半から一六世紀前半にかけて一〇度の大火災が記録されており、会計簿からは一四四五年から一五四九年までに六三度の火災が生じたことがわかる。これらの火災の火元を見ると、バーゼルの中心街区よりも、一般的には都市郊外やクラインバーゼルのような粗悪な、燃えやすい資材で建てられた建築物が多い地区で発生したようである。このような容易に火災の広がる建築物に対して、都市参事会はどのような措置を講じたのか、ということが本書の第四部第五章第二節のテーマである。ここでも、①屋根の耐火措置と②バーゼルの防火措置に分けて概観していく。

(一) 屋根の耐火措置

一四一七年七月五日、バーゼルにおいて火事が起こり、これは都市郊外にまで広がる大火災となった。この火災の素早い拡大の要因とし

て、当時の建築技術が挙げられる。バーゼルは一三世紀と一四世紀の間、木造建築物が大半を占める都市であつたが、主に僅かな財産しか持たない人々の家屋には、一五世紀においても切石やスレートよりも価格の安い木材やローム、ヨシ、藁が用いられていたのである。このような状況はバーゼルだけのことではなかった。ゴスラーのように都市近郊の採石場によって石材に関するコストを安くすることができた地域を除いて、都市郊外だけではなく中心街区でもこけら葺き屋根や木材による建築様式が都市建築の主流であつた。これは少なくともオーバードイツの、一四―一七世紀の大都市にでさえ該当する。フランクフルトでも一三八六年頃には、明らかに藁葺き屋根の家が都市の大半を占めていた。

それ故、都市領主や参事会は耐火性を考慮して、個人の家屋も含む建築措置を実行し始めた。その際、燃えやすい建築物の移動に関する措置も確かに存在した。例えばマールブルクでは火事の危険を理由として一五二四年に、ヘッセン方伯フィリップによって納屋をできるだけ都市の領域から離すことが命じられた。しかし特に家屋の屋根に対する建築資材が注目された。この措置には単に藁葺き屋根の全面的な禁止のようなものもあつたが、より家屋所有者に配慮した措置もあつた。クライヒガウの小都市ベンニヒハイムでは一四五二年に、新たに建築をする場合という条件付きで、屋根を瓦葺きにすることが決定された。さらにフランクフルトは、都市がその費用の三分の一を負担することによって、屋根を藁から煉瓦へ変えさせることを試みた。ベルン参事会は個人が自身の家屋に藁やこけらよりも耐火性のある屋根を

選んだ時、その代金の半分を支払った。このような措置において、耐火性のある煉瓦で屋根を葺かせることが一般的であったが、ジーゲンはその点で異なっていた。一五六一年のポリツアイ条令において、都市の家屋や納屋、既舎が藁葺きであるために火がたやすく燃え上がることが確かに認識されている。しかし、それに対してより高い耐火性を実現するために、屋根をこけらで葺き、内部にニカワを塗ることが規定されたのである。いずれにせよ、恐らくジーゲンのような例は稀であり、多くの都市にとって新たな屋根の素材となる煉瓦の製造が重要な問題となった。

このように、都市の高い耐火性を実現するために、煉瓦製造を独自に組織・経営することが多くの都市で試みられ、特にニーダードイツではこれは一三世紀以降に起こった。プレーメンやハンブルク、リュウベック、ロストックなどの北ドイツ都市が既に早くに、一三世紀末以降から独自の煉瓦製造所を所有した。例えばリュウベックでは一二七六年の都市火災後、建築条令において石材の使用が規定され、都市住民に対する十分な建築資材供給が配慮された。ハンブルクは一二九三年に煉瓦製造所を買取り、一三〇〇年頃には第二の煉瓦製造所の建設によってその生産能力が向上した。また、大半のニーダードイツ都市でも一四世紀後半には煉瓦製造所が建設されていた。このようなニーダードイツの簡単に見つけ出すことができる事例は、都市の管理下における耐火のための建築資材供給という、参事会の早期からの関心を示している。

それに対してオーバードイツの都市では、そこで一般的であった木

材または藁葺きの屋根が確かに一四―一五世紀初頭に禁止され、一五世紀には煉瓦製造所も所有された。しかし瓦葺き屋根への移行は極めて長い期間を必要とした。この地域の家屋はその構造上、頑丈で重い屋根に耐えられるようにはできておらず、屋根に耐火性を持たせるためには根本的な改築や建て直しをしなければならなかったのである。この問題の解決法は、基本的には都市による助成金の支給であった。都市参事会は特にこれをほとんど財産のない家屋所有者に対して意識的に行った。

(二) バーゼルの防火措置

バーゼルは大火災の起こった一四一七年以降、参事会が積極的に建築措置を実行していった。例えば一四一七年と一四一九年には防火のために、家屋間にあるこけらの壁を取り除き、厚板を張った石膏とロームの壁を設置することを決定した。また、参事会は個人の屋根の瓦葺きを支援すると共に、これを監督した。まず、火災を免れた家の屋根を参事会は瓦葺きに変えさせたのであるが、その際に参事会は屋根検査人 (Dachbeschaener) を立てて監督させた。屋根の瓦葺きのために一定の期間が家屋所有者に対して設けられ、これを過ぎると屋根検査人によって訴えられることとなった。瓦葺きの援助に関しては、一四一七―一四五二年に都市はこれに一二八〇三ライン・グルデンを消費し、特に一四四五―一四五二年における助成金は建築会計の約一三％に達した。その結果、バーゼルは煉瓦製造所を一四〇五年から所有していたが、この一四一七年以降に増大した煉瓦需要に対応することが

できず、一四一八年に第二の煉瓦製造所を建設した。さらに、都市の全教区における家屋の火元と暖炉の監督を任務とする火元検査人 (Feuerschauer) が参事会によって任命された。年に一度、火元検査人は書記官と共に家々を訪問した。彼らはそこで世帯主や家屋所有者、住人並びにその法的地位を記録し、欠陥を即座に排除させ、抵抗された場合にはその案件を会計局長に委任することとなっていた。

バーゼルではこのように一四一七年の都市大火災以降、参事会が積極的に防火・耐火措置に取り組んだ。最初に述べたように、バーゼルでは一三世紀後半―一六世紀前半に一〇度の大火災が生じたのだが、一四一七年以後の大火災は一四九五年に一度生じただけであった。これは参事会が都市の防火と耐火を自身の独自の任務領域と認識した上で、バウポリツァイ的な規定を整え、直接的な措置を講じた結果である、と著者はみなす。そこから著者は、このような参事会の財政的・バウポリツァイ的措置を肯定的に評価すると共に、都市参事会がオープリツヒカイトへと変化するこの一連の措置に、中世後期の都市化の一例を見出しているのである。

おわりに

以上で本書の都市火災の事例研究を概観してきた。都市の消火活動では、火災における都市の日常世界が叙述された。ここでは、火災のような深刻な被害をもたらす状況において、建築局や参事会が先頭に立ち、共同体が一致団結して危機の克服にあたる様子が見てとれる。

平時においても消火用具は常に維持され、消火用水の貯蔵と運搬、そして照明が配慮されていた。実際に火災が発生した場合には、男女の区別なく消火活動に参加し、それに対する報奨金が与えられた。また、時には副業として消火活動に従事する者もあり、彼らは火災によって受益者にもなった。

それに対して、都市の耐火・防火措置は日常世界の変化を表している。参事会によって行われたこの措置は、都市の家屋の屋根や壁を変え、火災の危険のある建造物を都市から遠ざけ、煉瓦製造所のような新たな施設を都市に作り出した。その結果、木で造られた中世都市は、石造りの近世都市へと一変した。このような参事会の措置は個人の生活の領域にまで及び、それに応じて参事会自体もオープリツヒカイトへと変化していった。

本稿では火災に対する都市化の様子を紹介した。ここでは紹介できなかったが、本書では公的建築活動における雇用条件や労働時間、賃金と建築予算の推移、都市衛生、参事会による労働供給など中世都市の多岐に渡る分野が、豊富な都市会計簿の統計と多数のドイツ都市の事例に基づき詳細に考察されている。本稿において、建築活動の組織や職務、予算などに及ぶ本書の研究上の、そして手法上の性格を、ほんの一端なりとも示せたならば幸いである。いずれにせよ、本書はあらゆる都市史研究者にとって一読に値するものであるだろう。

註

(1) 本書はフークヴェトが一九九四年にジューゲン統合大学に提出した教授資格取得論文(Habilitationsschrift): *Urem der stette bu. Finanzen, Organisation und Arbeit in kommunalen Baubetrieben des Spätmittelalters. Eine vergleichende Studie vornehmlich zwischen den Städten Basel und Marburg während des 15. und 16. Jahrhunderts.* に加筆したものである。なお、フークヴェトは一九五二年生まれで、現在はキール大学の教授である。

(2) ドイツにおける本書に対する書評として、以下の二つがある: *Peter Frieß, Gerhard Fouquet: Bauen für die Stadt*, in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 56, 2000, S. 754-755; *Werner Freitag, Gerhard Fouquet: Bauen für die Stadt*, in: *Historische Zeitschrift* 273, 2001, S. 450-452.